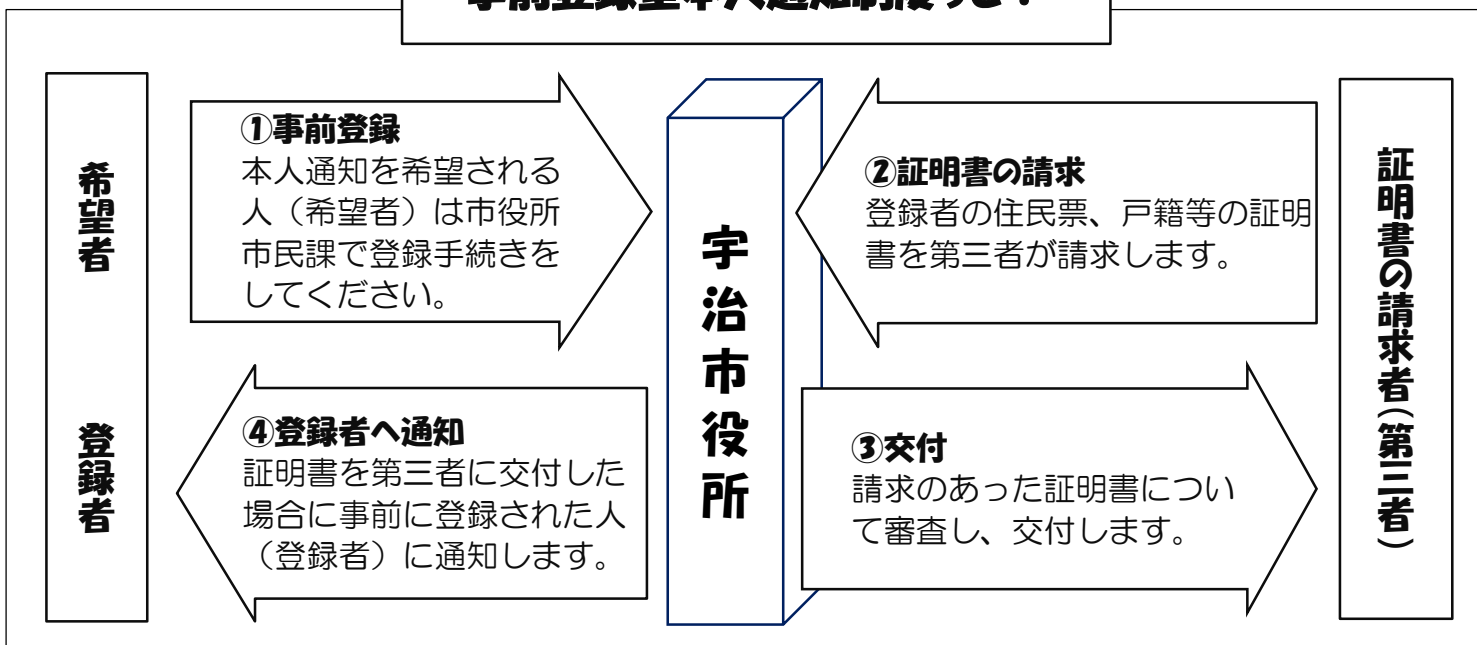


事前登録型 本人通知制度

平成29年2月1日から、登録者が自署することにより1枚の申請書で同一世帯又は同一戸籍の人が登録ができるようになりました。

住民票などの証明書の不正取得により、個人の権利が侵害されることを抑止・防止するため、宇治市では、代理人や第三者に証明書を交付した場合に、事前に登録した人に、その事実を通知する『事前登録型本人通知制度』の登録受付をしています。

事前登録型本人通知制度って？



☆本人等の代理人や「第三者」とは？☆

- 委任状により、本人等から依頼を受けた代理人
- 自己の権利行使や義務履行の為に、住民票等を確認する必要がある人
- 国・地方公共団体の機関に提出する必要がある人
- 特定事務受任者※

但し、次の場合は通知しません。

- 住民票が取得できる本人と同一世帯に属する人からの請求(住民票関係)
- 戸籍が取得できる同一戸籍にいる人、本人の配偶者、直系親族による請求(戸籍関係)
- 国・地方公共団体による請求
- 特定事務受任者※による一部の業務による請求

※特定事務受任者とは？

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士をいいます。

事前登録型本人通知制度に関する問い合わせ先・郵送申請の送付先

宇治市役所 市民課

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 Tel 0774-22-3141 (代表)

☆登録できる人は？☆

- 宇治市の住民基本台帳に記録されている人
または記録されていた人
- 宇治市の戸籍や除籍に記録・記載されている人
または記録・記載されていた人

☆窓口で登録手続きできる人は？☆

- 本人
- 法定代理人
 - 親権者
 - 成年後見人
- 代理人
- 同一世帯又は同一戸籍の代表者

☆申請の時に必要なものは？☆

◎申請者（＝窓口で登録手続きする人）の本人確認書類として、

(a)：写真付の官公庁発行の有効期限内の証明書を1点提示してください。

(運転免許証、パスポート、個人番号カード、写真付住民基本台帳カード等)

(b)：(a)をお持ちでない人は、健康保険証、年金手帳、年金証書等の本人確認書類を2点提示してください。

※法定代理人が申請者の場合は、◎の本人確認書類のほかに、次の書類が必要です。

- ・未成年の親権者・・・戸籍謄本（親権者と登録者の関係がわかる戸籍、本籍地が宇治市の人は不要）
- ・成年後見人・・・成年後見人登記事項証明書（後見人の確認できる証明書）

※代理人が申請者の場合は、◎の本人確認書類のほかに、委任の旨を証明する書面（委任状）が必要です。

※同一世帯又は同一戸籍の人が申請者の時は、登録者が署名欄に自署することにより、委任状は不要です。

☆登録手続きする場所は？☆

宇治市役所 市民課です。

（行政サービスコーナーでは申請できません）

※郵送でも申請ができます。申請書と本人確認書類の写しを送付下さい。

☆本人通知の対象となる証明書は？☆

- 住民票の写し（消除されたものを含む）
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍の全部・個人・一部事項証明書
（除かれたものを含む）
- 戸籍の附票（消除されたものを含む）

☆登録の有効期間は？☆

有効期間に期限はありません。

※但し、死亡・失踪宣告・変更届書の未届による本人通知書の返戻等の事由により、登録が抹消される場合があります。

☆本人通知の文書には何が書いてあるの？☆

本人に通知する文書には、交付年月日、交付した証明書の種別（住民票・戸籍等）、通数、請求者の種別（本人等の代理人・第三者）が記載されています。

請求内容の詳細をお知りになりたい時は、宇治市個人情報保護条例に基づいて、個人情報開示請求を行ってください。

☆住所を引っ越しするなど、登録内容に変更があればどうするの？☆

「宇治市本人通知制度（変更・廃止）届出書」を提出してください。届出がない場合は、通知が届かない場合があります。

制度についてご不明な点や詳細については、市民課へお問い合わせください。

事前登録型本人通知制度に関する問い合わせ先・郵送申請の送付先

宇治市役所 市民課

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 TEL 0774-22-3141（代表）